

江南市議会厚生文教委員会研修会

令和7(2025)年1月14日(火)



『こども基本法』に基づく こどもまんなかまちづくり

こども家庭庁参与
杏林大学客員教授
前東京都三鷹市長

(2003年～2019年)

清原慶子

本日の構成

1. 基礎自治体における【二元代表制】の意義
2. 少子化とこどもをめぐる現状
3. 【こども家庭庁】の設立と【こども基本法】
4. 【こども大綱】と【自治体こども計画】
5. こどもの【ウェルビーイング】と【こども・若者の意見表明機会の保障】
6. 【こども政策と教育政策の連携】の必要性
7. 【こども家庭庁】の2024年度補正予算
及び2025年度予算の概要
8. 【こどもまんなかまちづくり】と【議会】への期待

*本講演で使用するうちのこども家庭庁・文部科学省等の資料について、出典を示しつつ、講師が説明で強調したい点について赤字にしたり、下線を引いたりしていることをお断りします。

「江南市議会基本条例」 平成26(2014)年4月1日施行

前文

地方自治の更なる進展を図るためには、**市民と自治体との深い信頼関係による協働の精神**が必要不可欠である。

本市においてもそうした**協働を基調**とした、江南市市民自治によるまちづくり基本条例(平成23年条例第1号。以下「まちづくり基本条例」という。)の施行により、「次世代育成や高齢者の生きがいづくりなどの支えあいの福祉の推進による安心かつ安全で温かい生活環境づくり、男女共同参画と多文化共生による平和で明るく豊かな人間関係の育成、先人が切り拓いてきた貴重な郷土の歴史と温暖な自然環境を活かした美しくうるおいのある生活と文化の継承や発展のあるまち」を目指して、まちづくりを力強く推進している。

また、国から地方への権限移譲が進み、地方公共団体の**自己決定と自己責任**の原則が重みを増している中、市民の信託を受けた市長とともに**二元代表制の一翼を担う江南市議会**は、市民に開かれた議会を目指し議会改革検討委員会等を立ち上げ、さまざまな改革を重ねてきた。

その結果として江南市議会は、**公平性、透明性を確保し市民福祉の更なる向上を目指しつつ市民の意思を的確に反映した市政を実現するべくその権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営に対する監視と評価の機能を果たすため、ここに、地方自治の本旨に則り、この条例を制定する。**

「江南市議会基本条例」（2014年4月1日施行）

議会の活動原則

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

議員の活動原則

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 自らの議員活動について、市民への説明責任を果たすこと。

議会審議における論点情報の形成

第6条 議会は、市長が提案する重要な政策について、審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について、明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 江南市の基本構想との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

「江南市議会基本条例」(2014年4月1日施行)

政策の立案及び提言

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、政策の立案及び提言を行うものとする。

議会の機能の強化

第11条 議会は、事務の執行に関する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

研修等及び自己研さん

第13条 議会は、議員の政策の立案及び提言能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催及び図書等の充実に努めるものとする。

2 議員は、より高度で積極的な議会活動に資するため、自己研さんに努めるものとする。

「江南市議会基本条例」(2014年4月1日施行)

政治倫理等

第19条 議員は、市民の厳粛な負託を受けた代表として、その使命と責任を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を全うし、市民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。

2 議員は、本会議、委員会及び協議会等において、江南市議会議員記章を着用するものとする。

3 政治倫理に関し必要な事項は、別に条例で定める。

4 江南市議会議員記章に関し必要な事項は、議長が別に定める。

「江南市議会議員政治倫理条例」(2014年4月1日施行)

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、市民の代表者としてふさわしい識見と品位を養い、倫理の保持に努め、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもってその疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

3 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)の規定を遵守するとともに、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通して市民の支持と信頼を培わなければならない。

講師による最近の寄稿等

- 「【誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども家庭庁」】Child Research Net(CRN)論文・レポート
- その1:「こども家庭庁設立とこども基本法施行が同時であることの意義」
2023年10月20日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/312.html>
- その2:「こどもの意見表明権の保障」2023年10月27日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/313.html>
- その3:「こどものいじめの予防と対策について」2023年12月8日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/316.html>
- その4:「『こども大綱』について」2024年2月16日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/318.html>
- その5:「『孤独・孤立対策推進法』の施行と『こどもの居場所に関する指』について」
2024年5月10日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/320.html>
- その6:「乳幼児期の育ちをめぐる課題と『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）』について」 2024年8月30日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/323.html>
- その7:「こども・若者の性被害を防止する『日本版DBS法』について」 2024年9月20日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/324.html>
- その8:「『5歳児健康診査（5歳児健診）』の創設と適切なフォローアップ体制について」
2024年11月9日配信
<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/326.html>

講師による最近の寄稿等

- 「「少子長寿社会における「こどもまんなかまちづくり」がひらく多世代参加のまちづくり」
『地域開発』最終号 2024年10月 (一財)地域開発センター
- コラム『自治：「自治体こども計画」にこども・若者の参画を』『自治日報』紙2024年3月18日
- 基礎自治体の民主主義 —「市民参加」と「協働」の理念と実践— 石井洋二郎編『リベラルアーツと民主主義』水声社 2024年2月
- 「第4期教育振興基本計画の策定」「こども家庭庁の発足と取組」『最新教育動向2024』明治図書 2023年12月
- コラム『自治：「こどもまんなかまちづくり」で未来を切りひらく』『自治日報』紙2023年6月19日
- 巻頭言「『こどもまんなか社会』のために地方議会は積極的な取組みを！」
全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集『地方議会人』2023年4月号 (株)中央文化社
- 「『こども家庭庁』設立と『こども基本』施行により自治体が推進する『こどもまんなか社会』の政策の方向性」(特集：こども主体の教育・環境を考える)『地域開発』2023年冬号 (一財)地域開発センター
- 「こども家庭庁の設立と都市自治体のこども政策の方向性」(特集：これからの都市自治体の子ども・子育て施策)『市政』2023年1月号 全国市長会
- 巻頭言：「『こども家庭庁』の設立と『こども基本法』の施行に向けて、こどもの生涯学習を考える」
『埼玉教育』第76巻第5号 埼玉県立総合教育センター 2023年1月
- 「住民・地域コミュニティのためのDX——これからの自治体DXを担う職員像を“カキクケコ”を頭文字とするキーワードで考える」『自治実務セミナー』2022年9月号 (特集I住民・コミュニティ行政のDX) (第一法規)
- 「地域情報化政策の系譜から地域コミュニティのデジタル化を考える」『地域開発』2022年春号 (一財)地域開発センター